

基本方針（２）住民及び関係機関等の「顔の見える」ネットワークづくり

【現状と課題】

生活課題や地域課題が多様化するのに伴い相談窓口も増設されてきましたが、窓口が課題ごとに設置されており社協が実施したアンケート調査においても「何処に相談してよいかわからない」という回答が複数ありました。

相談窓口がわからず潜在的なニーズとして埋もれてしまうことにならないよう、関係機関や地域の協力者たちが互いに「顔の見える関係」をつくり、相談者がどこに相談しても、適切な機関につなぎ問題を解決できるネットワークが必要とされています。

【今後の取り組み】

①「新たなささえあい」活動の推進

地域福祉は地域住民をはじめ行政や社協及び福祉事業所、民生委員・児童委員や町内会・自治会、企業など様々な立場の人々で構成されています。

様々な立場の人々が連携し、互いの「強み」をいかしたネットワークを構築して地域の見守り活動など「新たなささえあい」の形を具現化していきます。

②小地域で顔の見える福祉活動の推進

町内6地区がそれぞれ地域住民の顔の見える関係を構築し、見守り活動や傾聴ボランティア活動など住民主体の地域活動を推進していきます。

③地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）の設置

地域福祉の推進には地域ネットワークが機能するよう、地域住民や行政、福祉関係者など様々な人々へネットワークの構築を働きかける地域福祉コーディネーターの存在が不可欠です。社協では今後、各地区を担当する地域福祉コーディネーターの設置を検討していきます。

④地域福祉における医療・保健との連携

高齢化が急激に進む中で、誰もがいつまでも地域生活を継続していくには健康寿命を延ばしていくことが重要です。これからの地域福祉は医療・保健と福祉の垣根を越えたサービスを提供する必要性があり、それぞれの支援が効果的なものとなるために医療・保健関係者とも定期的な連絡会を開催し、連携する仕組みを推進していきます。

※6地区：P68参照

※潜在的なニーズ： 表に現れず、埋もれてしまっている課題

※地域福祉コーディネーター： 社会福祉士などの専門職が小地域圏域を担当し「個別支援」と、地域の課題や社会資源の発掘、地域ネットワークの構築といった「地域支援」の双方を実践する者